

M&Aの法務(国内法務)

2017年春夏学期 2単位
担当教員：岩倉 正和

1. 授業概要

【授業科目の目的】

本講義は、企業の事業戦略の一環として不可欠である企業の買収・合併(M&A)について、その基本的な考え方やM&A取引における法的論点等について検討することを目的とし、また「敵対的買収」「利益相反」等の重要イシューや裁判例についても適宜触れる予定である。

なお、本講義では、M&Aの実務を学生に体感してもらうべくM&Aを事業戦略の核として取り入れている企業の経営者ないし投資銀行等のアドバイザー等をゲスト・スピーカーとして呼びし、その経験等を話してもらう予定である。

【授業科目の到達目標】

M&A取引における基本概念、取引の流れ、基本的論点の理解を到達目標とする。

【授業の方法】

当初は、基本的に教員による講義で行われ、それに対する生徒からの質疑応答で授業を進めるが、進んだ段階で討論(下記)を組み入れる。

【他の授業科目との関連】

特になし。

2. 授業の内容・計画

【授業の内容】

以下のテーマをベースに、各回基本的な事柄から概観する予定である。また、以下の講義テーマはあくまで予定であり、変更があり得る。

- ・M&A取引の目的・M&A取引の交渉のポイント
- ・M&A取引の方法と適用規制法
- ・M&A取引契約の成立と内容
- ・最近のM&Aを巡る重要裁判例の検討

【授業の計画】

- | | |
|------|---|
| 第1回 | イントロダクション：講義の内容・方針について
総論：M&A取引の目的・交渉等について |
| 第2回 | 敵対的買収防衛 |
| 第3回 | M&A取引契約の成立と内容 |
| 第4回 | 同上 |
| 第5回 | 同上 |
| 第6回 | 同上 |
| 第7回 | M&A取引の方法と適用規制法 |
| 第8回 | 同上 |
| 第9回 | 同上 |
| 第10回 | ゲスト・スピーカーによる講義(予定) |

- | | |
|------|-----------------|
| 第11回 | 金融機関のM&A |
| 第12回 | 最近のM&Aを巡る裁判例の検討 |
| 第13回 | 最新のM&A法務イシュー |

【テキスト・文献】

教科書は特に指定しない。

参考書としては、

岩倉正和=J・マーク・ラムザイヤー編『ケースブック M&A ハーバード・ロースクールでの講義を基に』(商事法務)

岩倉正和=太田洋編『M&A法務の最先端』(商事法務)

宍戸善一監修、岩倉正和=佐藤丈文編著『会社法実務解説』(有斐閣)

弥永真生=岩倉正和ほか監修・著『会社法実務相談』(商事法務)

岩倉正和=佐藤丈文監修『企業法務判例ケーススタディ 300 企業組織編』(金融財政事情研究会)

森・濱田松本法律事務所(編)『M&A法大系』(有斐閣)

西村高等法務研究所(編)『M&Aの新展開』(商事法務)

西村高等法務研究所(編)『敵対的買収の最前線 アクティビスト・フアンド対応を中心として』(商事法務)

落合誠一編著『わが国M&Aの課題と展望』(商事法務)

服部暢達『M&A最強の選択』(日経BP)

別冊商事法務 289号『企業買収をめぐる諸相とニッポン放送事件鑑定意見』

別冊商事法務 311号『ブルドックソース事件の法的検討』

野村=中東編 別冊金融・商事判例『M&A判例の分析と展開』(経済法令研究会)

中東=大杉=石綿編『M&A判例の分析と展開II』(経済法令研究会)

神田=武井編『実務に効く M&A・組織再編判例精選』(有斐閣)

江頭=三笥編『上級商法 M&A編(第3版)』(商事法務)を掲げておく。

3. 評価

【成績評価の方法】

講義への出席・寄与度などの平常点(20%)および期末レポート(80%)により評価する。

期末レポートについては、到達目標を基準とした絶対評価を行う

4. その他

【質問等の連絡先・オフィスアワー】

質問等は、教室のほかメール(miwakura@ics.hit-u.ac.jp)でも受け付ける。

著作権法

2017年春夏学期 2単位

担当教員：相澤 英孝

1. 授業概要

【授業科目の目的】

芸術や学術を保護するものとして理解されている著作権法が、現代社会で、産業法として機能している側面している。その現代的側面も含めて、著作権法の全体像についての理解を目的とする。

【授業科目の到達目標】

著作権法の体系や権利の内容等の著作権法の基礎的知識の修得を目標とする。

【授業の方法】

限られた時間の中で、基礎的知識の修得を目標するため、講義によって行う。

【他の授業科目との関連】

知的財産法の基本的科目として位置づけられる。著作権法の発展科目として、エンタテインメント法、デジタル時代の著作権法などが位置づけられている。

2. 授業の内容・計画

【授業の内容】

著作権法の趣旨や機能を基礎とし、著作権法の体系にそって、講義する。

【授業の計画】

- 第1回 著作権法の意義と機能
- 第2回 著作権法の展開
- 第3回 著作者と著作権の帰属
- 第4回 著作物
- 第5回 著作権（1）
- 第6回 著作権（2）
- 第7回 著作権の制限
- 第8回 みなし侵害
- 第9回 著作権の保護の範囲（翻案権）
- 第10回 著作者人格権
- 第11回 著作隣接権
- 第12回 著作権管理事業法・著作権の取引
- 第13回 予備日

【テキスト・文献】

相澤英孝・西村あさひ法律事務所編著「知的財産法概説（第5版）」（弘文堂、2013年）

3. 評価

【成績評価の方法】

原則として、平常点（20%）、試験（80%）によって総合的に評価する。

【成績評価基準の内容】

試験において、著作権法の基礎的論点についての出題についての回答から、基礎的な理解ができているか、著作権法をその趣旨や機能からの理解ができているか、を評価の基準とする。

4. その他

【質問等の連絡先・オフィスアワー】

大学のメール・アドレス

特許法

2017年春夏学期 2単位
担当教員：

1. 授業概要

【授業科目の目的】

特許法に関する基礎的な知識を修得する。

【授業科目の到達目標】

- (1) 特許法・特許制度に関する基本的な内容を十分に理解すること。
- (2) 特許法・特許制度に関する最近のトピックスを議論するのに必要十分な知識を修得すること。

【授業の方法】

講義形式を基本とする。主要な論点については、全員で議論する時間を適宜設ける。

【他の授業科目との関連】

特になし

2. 授業の内容・計画

【授業の内容】

特許法の基本的な知識についての講義を行う。

【授業の計画】

- 第1回 ガイダンス・授業計画
- 第2回 権利の帰属
- 第3回 権利の対象
- 第4回 特許の要件（1）
- 第5回 特許の要件（2）
- 第6回 特許の要件（3）
- 第7回 特許の効力（1）侵害
- 第8回 特許の効力（2）効力の制限
- 第9回 特許の効力（3）救済
- 第10回 手続（1） 審査・審判
- 第11回 手続（2） 訴訟
- 第12回 特許権の取引・国際的側面
- 第13回 まとめ・総括

【テキスト・文献】

「知的財産法概説」第5版 弘文堂（2013年）相澤英孝・西村あさひ法律事務所編著

3. 評価

【成績評価の方法】

原則として、期末試験（80%）と出席・授業への貢献（20%）によって評価を行う。

【成績評価基準の内容】

「期末試験」については、到達目標を基準とした絶対評価を行う。「出席・授業への貢献」については、出席回数に応じた点（出席点）を基礎点とし、授業への貢献（授業での発言等）に応じた加点をすることで評価する。

4. その他

【質問等の連絡先・オフィスアワー】

オフィスアワーは特に設けないが、授業の前後に適宜質問を受け付けるほか、メール等での連絡があれば面談の日時を設定し個別に対応する。

公開企業法

2017年春夏学期 2単位

担当教員：宍戸 善一

1. 授業概要

【授業科目の目的】

広い意味でのコーポレート・ガバナンスを主要なプレーヤーのインセンティブに着目してとらえ直し、関連する法制度を学ぶ。

【授業科目の到達目標】

企業活動に関連する法分野に関する大局的視点を持ち、大局的視点から、法適用の具体的な個別案件についても適切な意見を述べられるようになる。

【授業の方法】

講義形式を原則とするが、初回と最終回は双方向で行う。1回分をゲストスピーカーの講演に当てる予定である。

【他の授業科目との関連】

会社法、金融商品取引法、労働法、倒産処理法、税法を「企業法」として体系的にとらえる。

2. 授業の内容・計画

【授業の内容】

本講義は、主として公開企業を念頭に置きながら（必要に応じて、ベンチャー企業にも言及する）、広い意味でのコーポレート・ガバナンスの議論を行うとともに、企業間関係をも含めた企業システムについて考察するものである。本講義は、企業を企業活動に不可欠の資源の拠出者（「人的資本の拠出者」としての経営者・従業員、および「物的資本の拠出者」としての株主・債権者）の間のインセンティブ・バーゲニングの場として捉え、法制度が企業活動にどのような影響を及ぼすかを考察する。この問いに答えることが容易でないのは、二つの補完性の存在に起因している。

第一の補完性は様々な法分野間に存在する。各個別の法は、独立して企業活動に影響を及ぼすのではなく、他の様々な法と補完的に企業活動に影響を及ぼしている。本講義では、企業における動機付け交渉に影響を与える様々な種類の法を「企業法」と定義し、特に、会社法、金融商品取引法、労働法、倒産処理法、租税法を主たる検討対象として、相互の補完性を考慮しつつ、企業法の体系化を試みる。

第二の補完性は、法制度と市場および社会規範との間に存在する。同じ法制度も、異なった環境の下では、実務に対して異なった影響を及ぼす。市場および社会規範との補完性を考慮に入れて「企業法」の企業活動に対する影響を考察するには、他の法域との比較研究が有用である。本講義では、日米比較を中心に議論を進めるが、必要に応じて、ドイツやアジア諸国についても言及する。

【授業の計画】

- 第1回 導入：オリンパス事件、東芝事件、シャープ再生事案について考える（双方向）
- 第2回 古典的日本型企業システムと古典的米国型企業システムおよびその変遷
- 第3回 分析枠組としてのインセンティブ・バーゲニング、内部ガバナンスと外部ガバナンスの補完性
- 第4回 市場と組織：企業間関係の変遷
- 第5回 日本の内部ガバナンスの特色：人的資本の拠出者のインセンティブと労働法
- 第6回 発言による外部ガバナンス：株主アクティビズム
- 第7回 退出による外部ガバナンス：M&A
- 第8回 債権者の役割とエンドゲーム規範としての倒産法
- 第9回 経営者のインセンティブ：経営者報酬と取締役会制度
- 第10回 ベンチャー企業からの示唆
- 第11回 ファミリー企業からの示唆
- 第12回 政府の役割と立法政策
- 第13回 新しい企業システムの模索（双方向）

【テキスト・文献】

- 「動機付けの仕組みとしての企業」有斐閣、2006年、著者 宍戸善一
- 『企業法』改革の論理－インセンティブ・システムの制度設計』日本経済新聞出版社、2011年、編著者 宍戸善一
- 「コーポレート・ガバナンス改革の提言－企業価値向上・経済活性化への道筋」商事法務、2016年、編著者 宍戸善一＝後藤元
- 「ベーシック会社法入門（第7版）」日本経済新聞出版社、2015年、著者 宍戸善一
- 「ゼミナール金融商品取引法」日本経済新聞出版社、2013年、著者 宍戸善一＝大崎貞和

3. 評価

【成績評価の方法】

出席、議論への参加、レポートを総合的に評価する。

【成績評価基準の内容】

レポートについては、到達目標を基準とした絶対評価を行う。さらに、議論への貢献度等に応じて加点を行う。

4. その他

【質問等の連絡先・オフィスアワー】

質問等は、教室のほかメール（zenshishido@ics.hit-u.ac.jp）でも受け付ける。

競争政策と法

2017年春夏学期 2単位

担当教員：矢吹 公敏

1. 授業概要

【授業科目の目的】

本講義では、日本の独占禁止法について解説する。独占禁止法は、市場経済における基本ルールを定める法であって、事後規制である私的独占の禁止、不当な取引制限の禁止、不公正な取引方法の禁止、事前規制である企業結合規制などからなる。主要執行機関は、公正取引委員会、裁判所である。本講義においては、基本的知識の理解のみならず、判決、審決等を活用してできる限り具体的なルール、運用の実態を知ることができるように努める。

【授業科目の到達目標】

本講義では、独占禁止の基本的な考え方を学ぶと同時に、同法全般について理解を深めることを目標とする。

【授業の方法】

村上政博『独占禁止法〔第7版〕』（弘文堂、2016）を利用して、単元毎に講義・質疑方式を進める。

【他の授業科目との関連】

本年秋学期の公正取引と法は独占禁止法のケーススタディを議論形式で行なうため、本授業に参加する学生は秋学期の公正取引と法の授業をとることを勧める。また、英語で実施される春学期の Global Competition Law の授業も興味があれば参加することを勧める。

2. 授業の内容・計画

【授業の内容】

基本的に、教科書（テキストの欄を参照）の順に従って講義を行う。なお、各項目の内容については教科書の章建てにしたがっているため、事前に該当部分を読んでおくこと。また、適宜ガイドライン、参考論文等を配布する。

【授業の計画】

- 第1回 競争ルール、日本における競争法制の展開、独占禁止法の歴史、独占禁止法の基本概念
- 第2回 適用除外、国際取引への法適用、立法政策上の課題
- 第3回 排他的取引、低価格設定（1）（2）
- 第4回 単独の取引拒絶、一連の行為と非定型行為（1）
- 第5回 一連の行為と非定型行為（2）、支配型私的独占
- 第6回 カルテルの禁止
- 第7回 共同の取引拒絶、事業者団体の活動の規制

第8回 再販売価格維持、垂直的非価格制限（1）（2）

第9回 企業結合規制、企業結合審査手続

第10回 優越的地位の濫用と下請法、不正競争行為

第11回 知的財産権の行使と調整

第12回 措置体系、排除措置命令、課徴金納付命令の手続

第13回 差止請求訴訟、損害賠償請求訴訟、犯則調査手続、刑事手続

【テキスト・文献】

村上政博『独占禁止法〔第7版〕』（弘文堂、2016）

村上政博『独占禁止法における判審決分析の役割』（判例タイムズ社、2011）

3. 評価

【成績評価の方法】

授業の出席、授業での発表・質問・応答など貢献度による。期末レポート等は課さない。

4. その他

【質問等の連絡先・オフィスアワー】

メールにより連絡すること。

k.yabuki@yabukilaw.jp

商標法・不正競争防止法

2017年春夏学期 2単位

担当教員：井上 由里子

1. 授業概要

【授業科目の目的】

知的財産法において、商標法と不正競争防止法は、創作法であり権利付与構成をとる特許法や著作権法とは異なる特徴をもつ。商標法と不正競争防止法の一部はブランド（標識）を保護する制度であり、知的創作物を保護対象とする創作法と対置される。また、不正競争防止法は、法テクニックとして物権類似の権利を付与する特許法、著作権法や商標法と異なり、一定の行為を不正競争として禁圧することを通じて知的財産を保護する行為規制構成をとる。この授業では、こうした特徴を押さえた上で、不正競争防止法と商標法の基礎を学ぶ。

【授業科目の到達目標】

商標法と不正競争防止法について十分な知識を身につけるとともに、実際の課題に直面した際に自ら解決の道筋を見出すことのできるようになること目標とする。

【授業の方法】

授業の前半（第2回～第9回）では、不正競争防止法及び商標法の制度内容を概観する。各回、講義形式の説明に加え、具体的な裁判例を取り上げ双方向授業の形式を取り入れるものとする。後半（第10回～第14回）は、重要論点について取り上げ、関連文献をもとに受講者が報告を行い、受講者全員でディスカッションを行う形で進める予定である。とりあげる論点及び文献については受講者の希望を踏まえて決定する。

【他の授業科目との関連】

特になし。

2. 授業の内容・計画

【授業の内容】

不正競争防止法と商標法の基礎を学ぶ。

【授業の計画】

- 第1回 講義概要の説明と報告割当
知的財産法体系における不正競争防止法及び商標法の位置づけ
- 第2回 不正競争防止法の基礎（1）
- 第3回 不正競争防止法の基礎（2）
- 第4回 不正競争防止法の基礎（3）
- 第5回 不正競争防止法の基礎（4）
- 第6回 商標法の基礎（1）
- 第7回 商標法の基礎（2）
- 第8回 商標法の基礎（3）
- 第9回 商標法の基礎（4）

第10回 並行輸入

第11回 商品形態模倣行為と不正競争防止法

第12回 新しい商標の保護

第13回 著名商標の保護

第14回 試験

【テキスト・文献】

相澤英孝・西村あさひ法律事務所『知的財産法概説 [第5版]』（2013年、有斐閣）のほか、茶園成樹編『不正競争防止法』（2015年、有斐閣）、茶園成樹編『商標法』（2014年、有斐閣）。

3. 評価

【成績評価の方法】

授業における貢献度（報告及びディスカッションへの参加）（50%）及び期末試験の成績（50%）によって評価する。

4. その他

【質問等の連絡先・オフィスアワー】

オフィスアワーは特に設けないが、授業の前後に適宜質問を受けつけるほか、メール等での連絡があれば面談の日時を設定し個別に対応する。

金融取引と法

2017年春夏学期 2単位

担当教員：小川 宏幸

1. 授業概要

【授業科目の目的】

わが国の金融商品取引法および関連法令に対する理解を深める。

【授業科目の到達目標】

金融商品取引法の目的、全体構造、そして様々な制度の趣旨に関する正確な知識を身に着けたうえで、いかなる問題点・論点があり、どのような見解がなぜ対立しているのかを理解する。

【授業の方法】

参加者に判例を割り当てたうえで事実の概要・判旨・評価等について報告してもらい、その後全員で討論を行う。

【他の授業科目との関連】

特になし。

2. 授業の内容・計画

【授業の内容】

金融商品取引法に関する基本事項について講義を行った後、判例研究を行う。

【授業の計画】

- 第1回 金融商品取引法の概要
- 第2回 証券取引等監視委員会
- 第3回 開示制度（その1）
- 第4回 開示制度（その2）
- 第5回 不実表示に基づく損害賠償責任（その1）
- 第6回 不実表示に基づく損害賠償責任（その2）
- 第7回 不実表示に基づく損害賠償責任（その3）
- 第8回 業者規制（その1）
- 第9回 業者規制（その2）
- 第10回 不正行為等に基づく刑事責任（その1）
- 第11回 不正行為等に基づく刑事責任（その2）
- 第12回 不正行為等に基づく刑事責任（その3）
- 第13回 投資者保護基金

【テキスト・文献】

小川宏幸著『法学叢書 金融商品取引法』（新世社 2012年）

その他必要に応じて補助資料を配布する。

3. 評価

【成績評価の方法】

判例報告の内容を主として、その他に出欠の状況、議論への参加・貢献度等も考慮して、総合的に評価する。

【成績評価基準の内容】

判例報告においては、問題の所在が正確に把握できているかをみる。議論への参加については、対立利益に対する配慮ができていないかをみる。

4. その他

【質問等の連絡先・オフィスアワー】

講義中およびその前後に随時質問を受け付ける。

雇用関係と法

2017年春夏学期 2単位

担当教員：中窪 裕也

1. 授業概要

【授業科目の目的】

企業を動かす従業員は、企業に雇用される「労働者」でもある。この授業では、雇用関係に適用される労働法のシステムを概観し、主要判例の紹介を行いながら、労働契約や労働条件に関する今日の論点を検討していく。立法政策のあり方にも目を向けて、参加者の皆さんと議論を行いたい。

【授業科目の到達目標】

日本の雇用法制の仕組みと、各事項に関する具体的な法内容と主要判例を理解する。それを踏まえ、企業における雇用関係のあり方や今後の法システムの方向性についても、自らの視点を持つことができるようにしたい。

【授業の方法】

基本的に、毎回、法の仕組みについてレクチャーを行った後、判例を素材として、全員参加による双方向的な討論を行う。また、労働政策に関する2回の授業は、受講者によるグループ発表と質疑のセッションとする。

【他の授業科目との関連】

特になし

2. 授業の内容・計画

【授業の内容】

下記の計画のとおり。参加者には、当該テーマについて、あらかじめテキストを読んで準備をした上で、積極的に発言することが期待される。

【授業の計画】

- 1 イントロダクション 労働法の意義と体系
- 2 労働契約1 募集・採用
- 3 労働契約2 就業規則の機能
- 4 労働契約3 解雇、雇止め
- 5 労働契約4 懲戒、配転・出向
- 6 労働条件1 賃金、労働時間（その1）
- 7 労働条件2 労働時間（その2）、休暇・休業
- 8 労働条件3 雇用平等
- 9 労働条件4 安全衛生・労災補償
- 10 集団的労働関係1 労働組合、団体交渉、労働協約
- 11 集団的労働関係2 争議行為、不当労働行為
- 12 労働政策1 労働者派遣、有期雇用、高齢者
- 13 労働政策2 企業組織再編、紛争解決手続

【テキスト・文献】

中窪裕也・野田進『労働法の世界・第12版』（有斐閣、2017年）。重要判例等の資料は配付する予定。その他の参考文献については、初回に案内する。

【成績評価基準の内容】

授業出席と議論への参加状況（70%）に、期末レポート（30%）を加味して評価する。

4. その他

【質問等の連絡先・オフィスアワー】

質問などの連絡先は、電子メールで（hnakakubo@ics.hit-u.ac.jp）。

企業課税

2017年春夏学期 2単位
担当教員：吉村 政穂

1. 授業概要

【授業科目の目的】

本講義では税務専門家以外のビジネスマンが企業課税の基礎知識を身につけることを目的としている。

【授業科目の到達目標】

- (1) 法人税法の規定を正確に理解した上で、それに関する論点等を明確に説明できる。
- (2) 法人税の基本的な裁判例について、その具体的内容を他人に説明することができる。
- (3) 具体的事例における法的問題点の所在を理解し、見解の対立を明確に説明できる。

【授業の方法】

各項目に関する講義が進んだ後に、判決の事例報告・分析を担当する回を設け、報告担当者を中心としたワークショップ（WS）を行う（第4-6、8、11、12回）。また、弁護士をゲストとして招き、企業課税に関する裁判例等の紹介を踏まえて、ディスカッションを行う（第13回）。

【他の授業科目との関連】

特になし

2. 授業の内容・計画

【授業の内容】

法人税法に関する基本的な知識に関する講義を行った上で、それを前提に具体的な事例の検討・議論を行う。

【授業の計画】

	内 容
第1回	イントロダクション（最近の法人税制改正内容を含む） 租税法上の法人の概念；課税所得計算の通則（確定決算主義など）
第2回	益金の意義(1) ・無償取引／株主間取引の税務 益金の意義(2) ・実現主義とその例外（時価評価）／金商法会計との関係
第3回	損金の意義(1)——確実性の要求 ・債務確定基準／評価損／貸倒損失
第4回	WS①：法人税の納税義務者、課税所得の計算に関する基本構造（確定決算主義）に関する知識を確認するとともに、具体的な事例に則して議論を行う。
第5回	WS②：益金の意義に関する知識の確認、具体的な事例に則した議論。
第6回	WS③：損金の意義に関する知識の確認、具体的な事例に則した議論。

	内 容
第7回	損金の意義(2)——合理性を欠く支出の規制（いわゆる隠れた利益処分） ・役員給与／寄附金／交際費 損金の意義(3) ・第三者または役員・従業員による不法行為に起因する損失
第8回	WS④：役員報酬、寄附金等に関する知識の確認、具体的な事例に則した議論。
第9回	減価償却費・繰延資産 資本等取引 ・配当の意義／みなし配当
第10回	グループ法人課税・連結納税制度 法人の組織再編 ・非適格組織再編と適格組織再編／欠損金の引継ぎ
第11回	WS⑤：減価償却費・繰延資産、資本等取引に関する知識の確認、具体的な事例に則した議論。
第12回	WS⑥：グループ内取引に関する知識の確認、具体的な事例に則した議論。租税回避の具体的な事例に則した議論。
第13回	ゲストスピーカー（弁護士を予定）／講演後に講演テーマについて全員で議論する。

※取り上げるテーマ、裁判例等は適宜アップデートする

【テキスト・文献】

教科書は指定しない。それぞれの関心に応じて、中里実ほか「租税法概説」、岡村忠生ほか「ベーシック税法」または三木義一ほか「よくわかる法人税法入門」などを試し読みして決めるとよい。

3. 評価

【成績評価の方法】

期末試験又は期末レポートの結果を重視する（70%）が、あわせてWSでの報告・議論への貢献の評価（30%）を加味して、成績評価を行う。

【成績評価基準の内容】

期末試験・レポートについては、到達目標を基準とした絶対評価を行う。WSでの報告についても、事案の概要・論点を正確に捉えた報告となっているかという観点から絶対評価を行う。さらにWS中の発言等、議論への貢献等に応じて加点を行う。

4. その他

【質問等の連絡先・オフィスアワー】

質問等は、教室のほかメール（m.yoshimura@r.hit-u.ac.jp）でも受け付ける。

アジアビジネス法Ⅰ（投資関係法）

2017年春学期 1単位
担当教員：布井 千博、栗田 哲朗

1. 授業概要

【授業科目の目的】

本講義は、アジアにおける直接投資に関する法律問題を取り上げる。
本講義は、土曜日開講の集中講義の形式をとるので受講者は受講日に気を付けること。

開講日：

4月8日（土） 午後1時から午後5時（第1回～第2回）
第3回以降は4月8日に通知する。

【授業科目の到達目標】

アジア諸国の投資法の構造を理解し、投資に際して必要な初歩的な理解を得ること。
アジアの投資法に関するリサーチを独力で実行し得る能力を見につける。

【授業の方法】

授業の形式は、講義および学生による発表の方式を採用する。各受講者は担当箇所のレポートを講義の前に用意し、参加者に配布する。講義では、担当箇所のレポートに基づき、討論を行う。

【他の授業科目との関連】

グローバルビジネス法、アジアビジネス法、中国ビジネス法、ベトナムビジネス法、インドネシアビジネス法、フィリピンビジネス法に関連する。

2. 授業の内容・計画

【授業の内容】

アジア各国における投資は様々な規制の対象となっている。規制措置としては、投資初期の事業免許の取得規制、会社設立規制、資本規制などが挙げられる。また、投資後においても、一定の事業分野への参入規制や資本規制が課せられており、ローカル企業の買収などにも障壁がある。さらに、投資国からの事業撤退についても、法的あるいは事実上の障壁が存在する。

本年度の講義は、アジアでの事業開設に伴う投資法および会社法上の問題を取り扱う。

【授業の計画】

- 第1回 アジアにおける直接投資と法規制
- 第2回 投資法の構造と規制対象
- 第3回 ネガティブリスト
- 第4回 ノミニーによる投資と各国の対応
- 第5回 アジア諸国における規制1（学生報告）
- 第6回 アジア諸国における規制2（学生報告）

【テキスト・文献】

教科書は使わない。その他の講義資料は開講時に指定する。
ジェトロ『日系企業のためのベトナムビジネス法規ガイドブック』（2010年）
ジェトロハノイ『ベトナムにおける外食産業進出の現状』（2016年）
ジェトロマニラ『フィリピンでの外国資本による会社、支店、駐在事務所の設立手続』（2015年）

3. 評価

【成績評価の方法】

レポート 40%、講義における発表 40%、講義への貢献度 20%

4. その他

【質問等の連絡先・オフィスアワー】

cnunoi@ics.hit-u.ac.jp

アジアビジネス法Ⅱ（コンプライアンス・リスク管理）

2017年春学期 1単位

担当教員：布井 千博

1. 授業概要

【授業科目の目的】

本講義は、海外での直接投資に伴うコンプライアンスおよびリスク管理の問題を取り上げる。日本企業の投資がグローバルに行われるなか、多くの企業が投資先において汚職問題に悩まされている。今回の講義では汚職問題を中心に検討する。

本講義は、土曜日開講の集中講義の形式をとるので受講者は受講日に気を付けること。

開講日：

6月3日（土）午後1時から午後5時（第1回～第2回）

第3回以降は6月3日に通知する。

【授業科目の到達目標】

海外直接投資におけるコンプライアンスとリスク管理の問題について実践的な理解を得ること。とくに、アジア各国において贈収賄が横行しており、コンプライアンス上の重要課題となっている。賄賂の授受に関わる法の適用構造を理解し、適切なリスク管理体制を構築するための基礎力を身につける。

【授業の方法】

授業の形式は、講義、学生による発表および討論の方式を採用する。受講者は担当箇所のレポートを講義の前に用意し、参加者に配布する。講義では、担当箇所のレポートに基づき、討論を行う。

【他の授業科目との関連】

グローバルビジネス法の科目、とくに中国ビジネス法、ベトナムビジネス法、インドネシアビジネス法、フィリピンビジネス法に関連する。

2. 授業の内容・計画

【授業の内容】

本年度の講義は、アジアにおける贈賄リスクとその基礎にある国際条約や各国法について理解を深めるとともに、日本企業が関連したケースについてケーススタディーを行う。

【授業の計画】

- 第1回 アジアビジネスにおける贈収賄問題：内部統制強化との関連性。日本における外国公務員贈賄防止への取組（不正競争防止法、経産省・外国公務員贈賄防止指針、日弁連・海外贈賄防止ガイドランスなど）。
- 第2回 OECD 外国公務員贈賄防止条約、国連腐敗防止条約、世界銀行の腐敗防止ガイドライン。
- 第3回 FCPA、UKBA と域外適用。ゲストスピーカー（西垣建綱弁護士・トランスペアレンシージャパン顧問）

第4回 アジア各国の腐敗防止法。

第5回 事例研究1（ベトナム：PCI事件、日本交通技術（JTC）事件）。学生報告。

第6回 事例研究2（インドネシア：丸紅事件、住友商事事件、オーナンバ事件）。学生報告。贈収賄を防止する内部統制システムの構築（ディスカッション）。

【テキスト・文献】

外国公務員贈賄防止指針（経産省）、海外贈賄防止ガイドランス（日弁連）など。教科書は使わない。その他の講義資料は開講時に指定する。

3. 評価

【成績評価の方法】

レポート40%、講義における発表40%、講義への貢献度20%

4. その他

【質問等の連絡先・オフィスアワー】

cnunoi@ics.hit-u.ac.jp

中国ビジネス法

2017年夏学期（集中） 1単位
担当教員：布井 千博、張 和伏

1. 授業概要

【授業科目の目的】

本講義は、日本企業の投資先としてかつてより注目を集めている中国のビジネス法について、概観を得ることを目的とする。

【授業科目の到達目標】

中国のビジネス法について、基礎的な知識を修得する。中国のビジネス法について独力で調査する能力を獲得する。

【授業の方法】

授業は、講義形式で行われる。なお、授業中の質疑応答は随時受け付ける。

【他の授業科目との関連】

本講義は、インドネシアビジネス法、ベトナムビジネス法と同じ、アジアビジネス法シリーズの一部を構成する。

2. 授業の内容・計画

【授業の内容】

授業内容は、中国法の基礎、契約法、投資法、会社法、労働法、競争法、腐敗防止法を各1回ずつ行う。

【計画】

- 本講義は、集中講義形式を取る。
- ・中国法の基礎および契約法
 - ・中国の投資法および会社法
 - ・中国の労働法および腐敗防止法
 - ・中国競争法および質疑応答・交流会

【テキスト・文献】

テキストは使わない。

3. 評価

【成績評価の方法】

レポート、講義への出席率、質疑への参加の度合いを勘案する。

【成績評価基準の内容】

レポート 40%、講義への出席率 40%、質疑への参加 20%

4. その他

【質問等の連絡先・オフィスアワー】

特になし。

インドネシアビジネス法

2017年夏学期（集中） 1単位
担当教員：布井 千博, IKE FARIDA

1. 授業概要

【授業科目の目的】

本講義は、日本企業の投資先としてかつてより注目を集めているインドネシアのビジネス法について、概観を得ることを目的とする。

【授業科目の到達目標】

インドネシアのビジネス法について、基礎的な知識を修得する。インドネシアのビジネス法について独力で調査する能力を獲得する。

【授業の方法】

授業は、講義形式で行われる。なお、授業中の質疑応答は随時受け付ける。

【他の授業科目との関連】

本講義は、中国ビジネス法、ベトナムビジネス法と同じ、アジアビジネス法シリーズの一部を構成する。

2. 授業の内容・計画

【授業の内容】

授業内容は、インドネシア法の基礎、契約法、投資法、会社法、労働法、競争法、腐敗防止法を各1回ずつ行う。

【計画】

- 本講義は、集中講義形式を取る。
- ・インドネシア法の基礎および契約法
 - ・インドネシアの投資法および会社法
 - ・インドネシアの労働法および腐敗防止法
 - ・インドネシア競争法および質疑応答・交流会

【テキスト・文献】

テキストは使わない。

3. 評価

【成績評価の方法】

レポート、講義への出席率、質疑への参加の度合いを勘案する。

【成績評価基準の内容】

レポート 40%、講義への出席率 40%、質疑への参加 20%

4. その他

【質問等の連絡先・オフィスアワー】

特になし。